

介護予防・生活支援サービス事業

(平成29年4月1日現在)

これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」に加えて、「生活支援サービス」を受けることができます。

*対象

- ・要支援1、2の人
- ・基本チェックリストにより必要と認められた人
(基本チェックリストとは、生活状況や健康状態等を確認する調査票です。)

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成してもらいます。(無料)

訪問型サービス

ホームヘルパーに訪問してもらい、調理や掃除などの家事を一緒に行い、利用者のできることが増えるように支援してもらいます。

《サービス費のめやす》(1カ月につき)

| | 現行相当サービス (身体介護等専門職による支援) | | 基準緩和サービス (身体介護を必要としない支援) | |
|---------------------------|-----------------------------|--------|-----------------------------|--------|
| | 1割 | 2割 | 1割 | 2割 |
| 週1回程度の利用 | 1,168円 | 2,336円 | 1,051円 | 2,102円 |
| 週2回程度の利用 | 2,335円 | 4,670円 | 2,101円 | 4,202円 |
| 週3回程度の利用 (要支援2の方に限ります) | 3,704円 | 7,408円 | 3,333円 | 6,666円 |

*地域区分として上記の金額に10.21円を乗じた金額が加算されます。

通所型サービス

デイサービスセンターで、利用者同士の交流やレクリエーションなどのサービスが日帰りで受けられます。

《サービス費のめやす》(1カ月につき)

| | 現行相当サービス (身体介護等専門職による支援) | | 基準緩和サービス (身体介護を必要としない支援) | |
|------------|-----------------------------|--------|-----------------------------|--------|
| | 1割 | 2割 | 1割 | 2割 |
| 要支援1・事業対象者 | 1,647円 | 3,294円 | 1,482円 | 2,964円 |
| 要支援2 | 3,377円 | 6,754円 | 3,039円 | 6,078円 |

*利用するメニューによって別に費用が加算されます。

運動器機能向上 225円/月、栄養改善加算 150円/月、口腔機能向上 150円/月

*地域区分として上記の金額に10.14円を乗じた費用が加算されます。

生活支援サービス

心身の障害や傷病等により調理が困難な一人暮らし等の高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事の摂取を目的とした配食サービスや、高齢者の見守りなど、地域で自立した日常生活が送れるように支援を受けられます。

●配食サービス

| | |
|------|---|
| 対象者 | 65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上の高齢者のみの世帯 |
| 利用回数 | 1日1食(昼食または夕食) *月曜日から土曜日までのうち、5日間を限度とする (年末年始、日曜を除く) |
| 利用料金 | 1食300円程度 (市が300円を負担) *利用料金は事業者に直接支払う |

利用負担額

要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在認定されている予防給付の利用限度額の範囲内で給付と総合事業を一体的に給付管理を行います。事業対象者と判断された方については、予防給付の要支援の利用限度額数と同じとします。

| | |
|------------|----------|
| 要支援1・事業対象者 | 5,003単位 |
| 要支援2 | 10,473単位 |